

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

施設サービス重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 要望及び苦情対応

(1)当施設には、要望及び苦情対応のための相談窓口が常設されております。サービスに対する相談苦情等は、迅速に対応いたしますので以下までご連絡ください。

相談窓口担当者 池澤 由美江 0248(24)2525

(2)要望及び苦情に対して公正に対応するため、施設長を苦情解決責任者とする苦情対応委員会を設置しています。委員は施設長をはじめ常設窓口担当者、各部門長及び法人の監事で構成され、合議による解決方策を提供します。

2. 施設の概要

(1)名称及び定員等

| | |
|------------|---|
| 施設名 | 医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ |
| 開設年月日 | 平成17年4月1日 |
| 所在地 | 福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地 |
| 連絡先 | 電話：0248(24)2525 FAX：0248(21)2525 |
| 管理者氏名(施設長) | 佐藤 健(医師) |
| 入所定員 | 100名(一般型60名・認知症型40名) (療養室：個室26室・2人室17室・4人室10室) |
| 介護保険指定番号 | 0752880013 |

(2)運営理念

- ①リハビリテーションを通じた地域交流の中から、高齢者の豊かな知識・経験・技術を受け継ぎ、安らぎのある理想社会の創造を目指します。
- ②地域における介護・福祉サービスの中核施設となり、家庭復帰・在宅介護を支援するトータルヘルスケアを提供します。

(3)介護老人保健施設の運営目的

介護保険法令に基づき認定された利用者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療、並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指す介護老人保健施設サービスを提供することです。

(4)サービスの内容

- ①診察・・・一般に医師として診療の必要があると認める疾病または負傷に対して、的確な診断をもととし、検査、投薬、注射、処置等は療養上妥当適切に行います。
- ②サービス計画作成ならびに実施・・・入所者の病状、心身の状態に応じて介護看護を適切に行い日常生活の充実に資するように行います。
- ③食事の提供・・・入所者の食事は、朝食7:40、昼食12:00、おやつ15:00、夕食18:00を目安に、可能な限り食堂で行います。
- ④入浴・・・一般浴槽又は特別浴槽による入浴を行います。
- ⑤機能訓練・・・理学療法、作業療法、音楽療法、園芸療法などを取り入れた効果的なリハビリテーション

ョンと、言語・聴覚・視能・嚙下訓練などを効率的に行います。

⑥趣味・・・文化活動、年中行事などを行います。

⑦相談援助・・・利用者、利用者家族からの相談やカウンセリング、家族介護教育などを行います。

⑧その他・・・利用者が在宅と変わらない生活を送れるよう、貴重品の管理をはじめ、洗濯、理美容、嗜好品、日常生活に必要とされる事項については、利用者及び利用者家族などと十分な相談を行い、サービス提供に努めます。

(5) 施設の職員体制

| 職種 | 人数 | 職務内容 |
|------------------------|----------------|---|
| 管理者・施設長 (医師) | 1人 | 施設と利用者の安全管理、従業員の業務の管理指導などを行う。 利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。 |
| 医師 (1名は管理者・施設長と兼務) | 1人以上 | 利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。 |
| 理学療法士 作業療法士 等 | 3人以上 | リハビリテーション及びレクリエーション等計画に基づいた機能維持回復を図るためのリハビリテーションなどを行う。 |
| 看護介護職員 看護職員 介護職員 | 10人以上 26人以上 | 計画に基づいた適切な看護介護及び必要な医療サービスの提供等計画に基づいた心身の介護、機能訓練、きめ細やかな日常上のサービス提供を行う。 |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | 計画の作成に関する統括、利用者・家族への説明、解決課題の把握、計画の変更、認定の手続きなどを行う。 |
| 支援相談員 | 1人以上 | 計画に基づいた利用者及び家族等の処遇相談、支援、利用者の生活プログラム作成、レクリエーション計画や指導、行政との連携、ボランティアとの協力連携などを行う。 |
| 管理栄養士 | 1人以上 | 計画に基づいた食事提供管理、献立管理、栄養管理、食事指導、利用者の嗜好調査などを行う。 |
| 薬剤師 | 1人 | 必要に応じ利用者の薬剤管理を行う。 |
| 事務員 | 2人以上 | 施設運営に関する事務業務、利用料の請求受領管理、庶務用度全般を行う。 |

3. 利用料金

(1) 介護保健施設サービス費

※利用者の負担額は、1割または一定以上の所得のある方は2割・3割の負担となります。

①施設サービス費 (I) i ならびに iii 【認知棟は認知症ケア加算含む】

◆1日につき【1割負担の場合】

| 一般棟 | 個室 (i) | 4人室・2人室 (iii) | 認知棟 | 全室 (iii) |
|------|--------|---------------|------|----------|
| 要介護1 | 717円 | 793円 | 要介護1 | 869円 |
| 要介護2 | 763円 | 843円 | 要介護2 | 919円 |
| 要介護3 | 828円 | 908円 | 要介護3 | 984円 |
| 要介護4 | 883円 | 961円 | 要介護4 | 1,037円 |
| 要介護5 | 932円 | 1,012円 | 要介護5 | 1,088円 |

◆1日につき【2割負担の場合】

| 一般棟 | 個室 (i) | 4人室・2人室 (iii) | 認知棟 | 全室 (iii) |
|------|---------|---------------|------|----------|
| 要介護1 | 1, 434円 | 1, 586円 | 要介護1 | 1, 738円 |
| 要介護2 | 1, 526円 | 1, 686円 | 要介護2 | 1, 838円 |
| 要介護3 | 1, 656円 | 1, 816円 | 要介護3 | 1, 968円 |
| 要介護4 | 1, 776円 | 1, 922円 | 要介護4 | 2, 074円 |
| 要介護5 | 1, 864円 | 2, 024円 | 要介護5 | 2, 176円 |

◆1日につき【3割負担の場合】

| 一般棟 | 個室 (i) | 4人室・2人室 (iii) | 認知棟 | 全室 (iii) |
|------|---------|---------------|------|----------|
| 要介護1 | 2, 151円 | 2, 379円 | 要介護1 | 2, 607円 |
| 要介護2 | 2, 289円 | 2, 529円 | 要介護2 | 2, 757円 |
| 要介護3 | 2, 484円 | 2, 724円 | 要介護3 | 2, 952円 |
| 要介護4 | 2, 649円 | 2, 883円 | 要介護4 | 3, 111円 |
| 要介護5 | 2, 796円 | 3, 036円 | 要介護5 | 3, 264円 |

※以下の加算料金は、1割負担の場合の自己負担金額です。

- ②厚生労働大臣が定める夜勤職員が配置されている場合、「夜勤職員配置加算」として1日につき24円が加算されます。
- ③入所の日から起算して3ヶ月以内に短期集中リハビリテーションを行った場合、「短期集中リハビリテーション実施加算 (I)」として1日につき258円、「短期集中リハビリテーション実施加算 (II)」として1日につき200円が加算されます。
- ④入所の日から起算して3ヶ月以内に認知症短期集中リハビリテーションを行った場合、「認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)」として1日につき240円が、「認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)」として1日につき120円が1週に3日を限度として加算されます。
- ⑤受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めた場合、「若年性認知症利用者受入加算」として1日につき120円が加算されます。
- ⑥外泊された場合「外泊時費用」として、1月に6日間を限度として所定単位数に代えて1日につき362円となります。ただし、外泊初日と最終日は所定単位数の金額となります。
- ⑦厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者は、「ターミナルケア加算」として死亡日45日前～31日前について1日につき72円、死亡日30日前～4日前につき160円、死亡前々日、前日までは1日につき910円、死亡日については1,900円が加算されます。
- ⑧入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制や診療を行う体制が常時確保できる協力医療機関との定期的な会議が実施されている場合、「協力医療機関連携加算」として1月に100円又は5円が加算されます。
- ⑨厚生労働大臣が定める基準に適合し在宅復帰・在宅療養支援機能を有する施設となった場合、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)」として1日につき51円、又は「在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)」として1日につき51円が加算されます。
- ⑩入所した日から起算して30日以内の期間は、「初期加算 (I)」として1日につき60円、「初期加算 (II)」として1日につき30円が加算されます。

- ⑪厚生労働大臣が定める入所前後訪問指導を行った場合、「入所前後訪問指導加算（Ⅰ）」として1回につき450円、又は「入所前後訪問指導加算（Ⅱ）」として1回につき480円が加算されます。
- ⑫試行的な退所時に療養上の指導を行った場合、「試行的退所時指導加算」として1月に1回を限度として400円が加算されます。
- ⑬認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者と複数の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対してチームを組んで実践している場合、「認知症チームケア推進加算（Ⅰ）」として1月に150円又は「認知症チーム推進加算（Ⅱ）」として120円が加算されます。
- ⑭退所後の医師又は社会福祉施設等に必要な情報を提供した場合、「退所時情報提供加算（Ⅰ）」として1回に限り500円、「退所時情報提供加算（Ⅱ）」として1回に限り250円が加算されます。
- ⑮居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、また、退所に先立って居宅介護支援事業所等に必要な情報提供及び連携調整を行った場合、「入退所前連携加算（Ⅰ）」として1回に限り600円、又は「入退所前連携加算（Ⅱ）」として1回に限り400円が加算されます。
- ⑯退所時に施設医師が訪問看護指示書を交付した場合、「訪問看護指示加算」として1回に限り300円が加算されます。
- ⑰栄養計画に従い継続的な栄養管理が行われた場合、「栄養マネジメント強化加算」として1日につき11円が加算されます。
- ⑱入所者が医療機関に入院し、再入所後の栄養管理に関する調整を医療機関の管理栄養士と連携して行った場合、「再入所時栄養連携加算」として1回に限り200円が加算されます。
- ⑲特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した利用者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合、「退所時栄養情報連携加算」として1月につき1回を限度として70円が加算されます。
- ⑳経口摂取に向けた取組みを行った場合、「経口移行加算」として1日につき28円が加算されます。
- ㉑経口摂取を維持するための取組みを行った場合、「経口維持加算（Ⅰ）」として1月につき400円、又は「経口維持加算（Ⅱ）」として1月につき100円が加算されます。
- ㉒口腔衛生等の管理体制を整備し計画的に実施した場合、「口腔衛生管理加算（Ⅰ）」として1月につき90円、又は「口腔衛生管理加算（Ⅱ）」として1月につき110円が加算されます。
- ㉓医師の発行する食事箋により、療養食（糖尿・腎臓・肝臓・潰瘍・貧血・高脂血症等の特別食）を提供した場合、「療養食加算」として1回につき6円が加算されます。
- ㉔入所者の病状が重篤となり緊急的な治療管理を行った場合、「緊急時治療管理加算」として1月に1回連続する3日を限度として、1日につき518円が加算されます。
- ㉕施設においてやむを得ない事情により特定治療を行った場合、医科診療報酬点数表に基づく点数を10円で乗じた金額の1割が加算されます。
- ㉖厚生労働大臣が定める疾患のある入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、「所定疾患施設療養費（Ⅰ）」として1月に1回7日間を限度に1日につき239円、又は「所定疾患施設療養費（Ⅱ）」として1月に1回10日間を限度に1日につき480円が加算されます。
- ㉗厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対し、施設医師とかかりつけ医が合意連携し内服薬の減少を行った場合、「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ」として1回を限度に140円、又は「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ」として1回を限度に70円、又は「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）」として1回を限度に240円、又は「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）」として1回を限度に100円が加算されます。
- ㉘日常生活に支障をきたす認知症入所者に対してサービスを行った場合、「認知症ケア加算」として1日につき76円が加算されます。
- ㉙厚生労働大臣が定める基準に適合し専門的な認知症ケアを提供した場合、「認知症専門ケア加算

(Ⅰ)」として1日につき3円、又は「認知症専門ケア加算(Ⅱ)」として1日につき4円が加算されます。

- ⑳ 認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、医師が緊急に入所することが適当であると判断し入所した場合、「認知症行動・心理症状緊急対応加算」として、入所日から7日を限度として1日につき200円が加算されます。
- ㉑ 排泄障害等のため排泄に介護を要する入所者に対し支援を行った場合、「排せつ支援加算(Ⅰ)」として1月につき10円、又は「排せつ支援加算(Ⅱ)」として1月につき15円、又は「排せつ支援加算(Ⅲ)」として1月につき20円が加算されます。
- ㉒ 入所者の褥瘡発生を予防するため計画的に管理を行った場合、「褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)」として1月につき3円、又は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)」として1月につき13円が加算されます。
- ㉓ 外泊中の入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合、「在宅サービスを利用したときの費用」として、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800円となります。ただし、外泊初日と最終日は所定単位数の金額となります。
- ㉔ 厚生労働大臣が定めるサービス提供体制に適合した場合、「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」として1日につき22円、又は「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」として1日につき18円、又は「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」として1日につき6円のいずれかが加算されます。
- ㉕ リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し継続的にリハビリテーションの質を管理している場合、「リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算(Ⅰ)」として1月につき53円、「リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算(Ⅱ)」として1月につき33円が加算されます。
- ㉖ 施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で、施設内で感染者の療養を行うことや他の利用者等への感染拡大を防止するための連携体制を構築している場合、「高齢者施設等感染対策向上加算」として1月に10円又は5円が加算されます。
- ㉗ 入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合に、「新興感染症等施設療養費」として、1月に1回連続する5日を限度として240円が加算されます。
- ㉘ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動等を継続的に行った場合、「生産性向上推進体制加算(Ⅰ)」について1月に100円、「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)」について1月に10円が加算されます。
- ㉙ 医師が入所者ごとに自立支援に係る支援計画等を策定し計画に従ったケアを実施している場合、「自立支援促進加算」として1月につき300円が加算されます。
- ㉚ 入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を共有し、必要に応じてサービス計画を見直すなどを行っている場合、「科学的介護推進体制加算(Ⅰ)」として1月につき40円、又は「科学的介護推進体制加算(Ⅱ)」として1月につき60円が加算されます。
- ㉛ 研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、「安全対策体制加算」として1回を限度として20円が加算されます。
- ㉜ 厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に3.9%又は2.9%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで
- ㉝ 厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員等特定処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に2.1%又は1.7%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで

④厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「ベースアップ等支援加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に0.8%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで

⑤厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員等処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に7.5%又は7.1%又は5.4%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年6月1日より

(2) 基本利用料

①食費及び居住費

| 保険料段階 | 食費 (1日) | 居住費 | |
|-------|------------|-----------------------|-------------------|
| | | 4人室・2人室・認知棟 (光熱水費) | 個室 (居住費及び光熱水費) |
| 第1段階 | 300円 | 0円 | 490円 |
| 第2段階 | 390円 | 370円 | 490円 |
| 第3段階① | 650円 | 370円 | 1,310円 |
| 第3段階② | 1,360円 | 370円 | 1,310円 |
| 第4段階 | 1,815円 | 500円 | 1,800円 |

※食費は、1日あたりの料金となります。また、1食でも1日分のご負担となります。

②教養娯楽費 1日あたり 200円

クラブ活動、レクリエーション、季節行事、ビデオソフト、書籍、遊具など、療養中の娯楽などに関する費用です。

③日用品費 1日あたり 450円

日常生活に必要な日用消耗品（例：シャンプー、ペーパータオル、カミソリ、タオル、おしぼりなど）に関する費用です。

(3) その他の料金（その他の料金については消費税課税対象：価格は税込み表示）

①特別室利用料 個室利用料 1日あたり 880円

2人室利用料 1日あたり 550円

②理髪料金 実費

③その他 私物洗濯代 洗濯のみ 5,200円

施設電気使用料 電気毛布等 120円

テレビ等 65円

電話代 実際の通話料

文書料 証明書 550円～

診断書 2,200円～

嗜好品及び特別行事など 実費

特別な飲食物の管理 1日あたり 55円

※医療機関受診及びインフルエンザ予防接種代等は実費料金がかかります。

(4) 支払い方法

毎月末に精算し、翌月15日頃迄に利用契約書にご記入いただいた請求先に手渡しもしくは郵送いたします。お支払いは、請求書の到着月末までに受付窓口（窓口での現金取り扱いは、月～金曜日の午前8時30分から午後6時30分となります。土曜日・祝日は午前8時30分から午後5時30分まで、日曜日については現金の取り扱いは致しておりません。）、又は銀行振込にてお支払いください

ますようお願いいたします。

なお、取り扱いについてご希望がありましたら、事務窓口までお申し出ください。

4. 医療機関への受診および緊急時の対応

- (1) 入所中の治療については、当施設の医師が診察いたしますので、医師の指示なく病院等の医療機関での受診（投薬を含む）はできません。
- (2) 疾病等の内容により専門的な治療を必要とする場合は、当施設の医師の指示に基づき協力医療機関等に受診していただきます。
- (3) 当施設の医師の指示により受診された場合は、介護老人保健施設入所中において健康保険の適応となるもの以外は、施設が負担します。（健康保険適応となるもの・・・初診料、再診料及び画像診断料）
- (4) 協力医療機関等への受診および入所利用中に心身の状態が急変した場合、必ず「緊急連絡時の連絡者」にご連絡します。

5. 各医療機関

- (1) 協力医療機関
 - ◇福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院
福島県白河市豊地上弥次郎 2-1（当施設より約 5 Km 車 10 分）
 - ◇医療法人社団恵周会 白河病院
福島県白河市字六反山 10-1（当施設より約 5 Km 車 10 分）
 - ◇医療法人社団博英会 かねこクリニック
福島県西白河郡西郷村字道南東 11（当施設より約 60 m 徒歩 1 分）
- (2) 協力歯科医療機関
 - ◇ゆりのき歯科クリニック（当施設より約 50 m 徒歩 1 分）
福島県西白河郡西郷村字下前田東 5-1 大松ビル 3 F

※協力医療機関ならびに協力歯科医療機関に対しては、利用者の状態が急変した場合、速やかに対応していただけるようお願いしております。

6. 協力医療機関との連携体制の構築

- (1) 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連形体制を整えます。
- (2) 利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から整えていくために、感染者の診療等を行う協力締結医療機関と連携し、発生時等の対応について協議します。

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者又は家族等に損害を与える事故の発生を確認した場合、速やか市町村に連絡し、必要な処置を講じます。また、それに伴う賠償等の請求が発生した場合、誠意を持って話し合い双方の合意をもって行うものとします。
- (2) 緊急時の連絡先は、利用契約書にご記入いただいた連絡先に連絡することとし、速やかに必要な措置を講じます。

8. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待を防止するための責任者の選定や職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市町村に通報するものとします。

9. 身体拘束止の推進

身体的拘束等の適正化のために委員会の設置、会議開催、指針の整備、定期的な研修の実施等を講じます。

10. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を講じます。

11. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定した上で、職員等に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

12. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者やその家族が職員に対して行う、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

面会は月曜日～金曜日になります。面会時間は、月曜日～金曜日は午前8時30分～午後6時30分、土曜日と祝日は午前8時30分～午後5時30分です。日曜日は休業となります。

また、感染症等流行時は、面会が一部制限されることがあります。

(2) 外出外泊

外出外泊を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

(3) 電気器具等の使用

電気器具等を使用する場合は、職員にお申し出下さい。

(4) 金銭貴重品

多額の現金、貴重品はお持ちにならないで下さい。

(5) 身の回り品

施設内への持ち込みに制限はありませんが、それぞれに名前を記入し整理整頓にご協力下さい。なお危険物、ペット等のお持ち込みはご遠慮下さい。

14. 退所について

次のいずれかに該当する場合は、退所となります。

(1) 入所者または家族等が、退所を決めた場合。

(2) 入所者が要介護認定において自立または要支援と判定された場合。

(3) 当施設で定期的実施するカンファレンス会議において、退所して居宅における生活が可能と判断された場合。

(4) 入所者の病状、心身の状態が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供が困難と判断された場合。

(5) 他の入所者または職員に対して、利用継続が困難となる程度の迷惑行為を行い、その改善が認めら

れない場合。

- (6) 入所者またはその家族等（身元引受人）が、利用料金を支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内にお支払いがない場合。
- (7) その他やむを得ない事情により施設利用が困難な状況になった場合。

15. 非常災害対策

当施設は防火防災構造であり、自動通報装置、スプリンクラー設備、非常すべり台等の防災設備を完備しています。また、年2回防災訓練を実施いたします。

16. 禁止行為

当施設では、ご利用される方皆様に健やかな療養生活を送っていただくため、利用者等の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」を禁止しています。

17. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族等に対する秘密の保持について

管理者及びその職員は、利用者及びその家族等から、サービスを提供する上で知り得た秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、これを保持する義務は、利用終了後および職員の離職後も継続します。ただし、下記の事項については、利用者およびその家族等から、あらかじめ文書による同意を得た上で、情報提供を行うことがあります。

- ① 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための勉強会や研修会等での事例研究発表等では、利用者および家族等の個人が特定できないようにすることを厳守します。

※重要事項に対する説明確認について

1. 当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、介護老人保健施設ニコニコリハビリ施設サービス重要事項説明書に基づき必要な説明を行ない同意されましたので、一部交付いたします。

令和 年 月 日

福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

管理者 佐藤 健 印

説明者 所属
氏名

2. 私は、介護老人保健施設ニコニコリハビリ施設サービス重要事項説明書により、当該施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

身元引受人 住所

氏 名

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

施設サービス利用同意書

1. 当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、介護老人保健施設ニコニコリハビリ施設サービス重要事項説明書に基づき必要な説明を行ない同意されましたので、一部交付いたします。

令和 年 月 日

福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

管理者 佐藤 健 印

説明者 所 属
氏 名

2. 私は、介護老人保健施設ニコニコリハビリ利用約款及び施設サービス重要事項説明書に基づき、当該施設についての重要事項の説明を受け、これらを十分に理解したうえで利用することに同意いたします。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名

身元引受人 住 所
氏 名

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

施設サービス利用契約書

介護保険法令における要介護認定区分が要介護認定者（以下「利用者」という）と医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ（以下「当施設」という。）は、介護保険法令における介護老人保健施設サービスにおいて次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

当施設が、介護保険法令の趣旨及び介護老人保健施設ニコニコリハビリ利用約款（以下「利用約款」という。）に従ってサービスを提供すること、ならびにサービスを受けた者及び身元引受人が利用約款に基づき、利用料を支払うことについて取り交わすことを目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が要介護認定の更新で要介護と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用者は、利用約款の改定が行われな限り同意書の提出をもって、くり返し当施設を利用することができます。

第3条（要介護認定の申請に関わる援助）

- 1 当施設は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように利用者を援助します。
- 2 当施設は、利用者及び身元引受人（以下「利用者等」という。）が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第4条（契約終了）

この契約は、利用約款に定める場合のほか、利用者が亡くなられた場合、自動的に終了となります。

第5条（退所時の援助）

当施設から利用者が退所する際には、利用者等の希望及び環境等を考慮し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第6条（連帯保証人）

連帯保証人は、本施設サービス利用契約に基づき利用者が負担する一切の債務を保証し、利用者と同様に金100万円の限度内で債務履行の責任を負います。

第7条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他所法令の趣旨を尊重し、双方が誠意を持って協議し定めることとします。

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、双方が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日
 契約者氏名 当施設 福島県西白河郡西郷村字下前田東 4 番地
 医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ
 管理者 佐藤 健 印

フリガナ
 利用者 住 所
 フリガナ
 氏 名 印
 フリガナ
 身元引受人兼連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 印

※利用約款第 8 条の請求書送付先

| | | |
|-------------|-----|--------------|
| ふりかな 氏 名 | 続 柄 | 電話番号 携帯番号 |
| 〒 住 所 | | |

※利用約款 9 条の緊急時連絡先

| ふりかな 氏 名 | 続柄 | 電話番号 携帯番号 | 勤務先 |
|-------------|----|--------------|-----|
| ① | | 電話 携帯 | |
| ② | | 電話 携帯 | |
| ③ | | 電話 携帯 | |
| かかりつけ医師 | | 病院 医院 | 先生 |
| | | 病院 医院 | 先生 |
| | | 病院 医院 | 先生 |

個人情報使用同意書

利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族（以下「利用者、身元引受人又は親族等」という。）の個人情報については、下記に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護保険法令に基づき個人情報の提供を求められた場合。
- (2) 研修会等の研究事業において、個人を特定されないよう配慮した場合。
- (3) 個別案件の相談調整の際、個人を特定しなければ決定に至らないと判断される場合。
- (4) 公的機関から情報提供を求められた場合。
- (5) 事業所の掲示物の他、広報誌やホームページ等を作成する場合（写真等の掲載）。
- (6) その他、施設が必要と認めた場合。

2 使用方針

- (1) 個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、使用した個人情報について記録し、法令に定められた期間保管します。

3 個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況等の利用者、身元引受人又は親族等に関する情報。
- (2) 認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会等における判定結果の意見。
- (3) その他、施設が必要と認める情報。

※「個人情報」とは、利用者、身元引受人又は親族等に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

介護老人保健施設ニコニコリハビリ

管理者 佐藤 健 様

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所

氏名

親族 住所

氏名